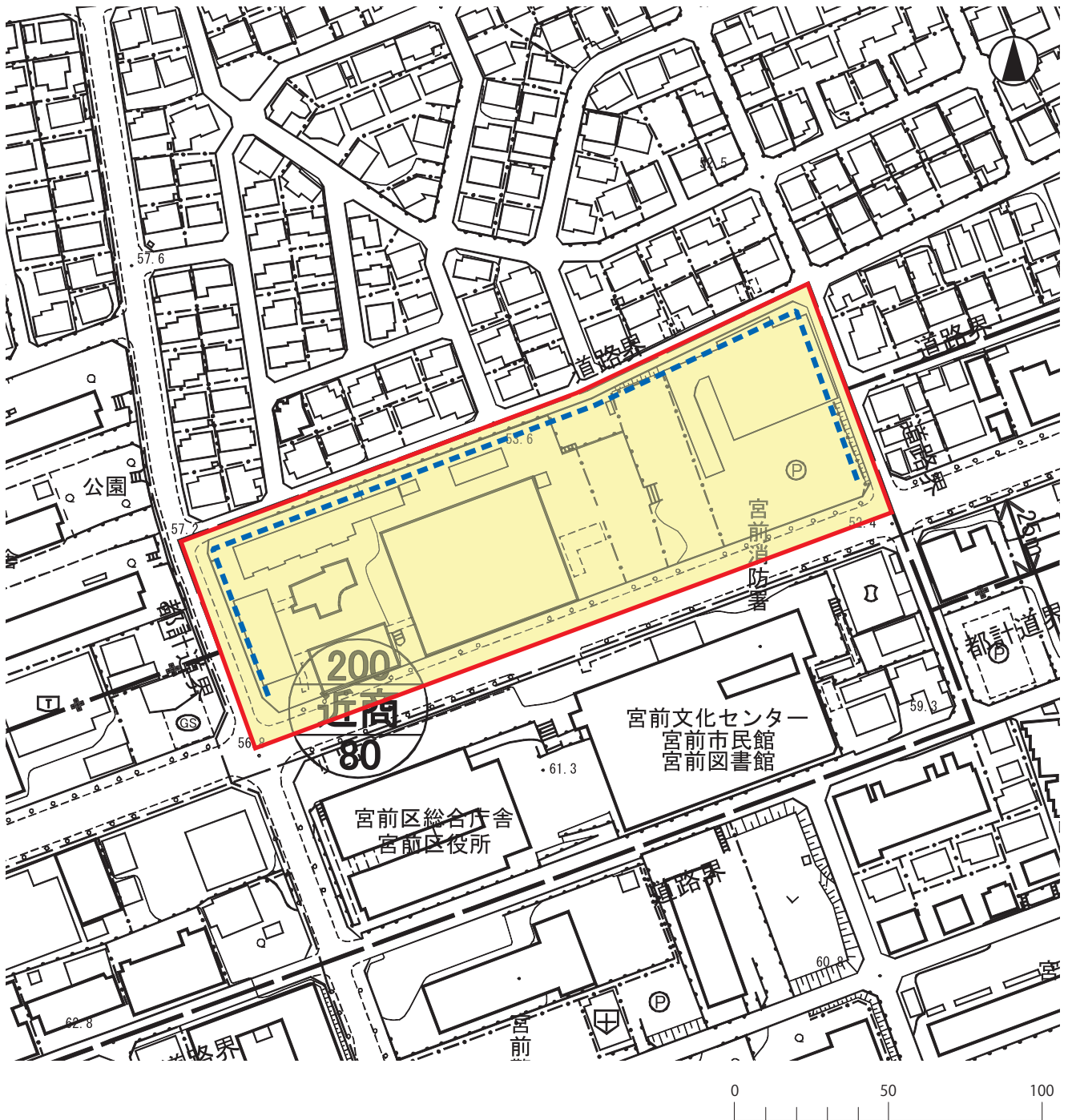




宮崎 6 丁目ショッピングパーク地区地区計画

名 称	宮崎6丁目ショッピングパーク地区地区計画	
位 置	川崎市宮前区宮崎6丁目	
面 積	約1.6ha	
地区計画の目標	<p>本地区計画区域及び周辺地区は、宮前区役所、宮前市民館、宮前図書館等の行政施設が集積しており機能的にも地形的にも宮前区の中心的な位置にある。</p> <p>このことから、これらの行政施設の利用者及び近隣住民の日常生活の利便性を増進するため、周辺の良好な住宅地との調和を図りつつ、区役所等を中心とした魅力あるまちづくりの形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区は、周辺の良好な住宅環境との調和に配慮し、宮前区民、近隣住民等の利便増進のため、機能的及び文化的な商業業務地の形成を計画的に誘導する。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途及び形態についての制限を定め、周辺地区の居住環境に融和した商業業務地の形成を図るための基準を設定する。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（入口、玄関、階段及び2階以上の部分は除く。） 2 共同住宅、寄宿舍及び下宿の用途に供するもの 3 建築基準法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫 4 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 5 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 6 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
	建築物等の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ（地盤面の高さによる。）は、当該部分から前面道路の反対側境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5mを加えたものでかつ15m以下とする。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

宮崎6丁目ショッピングパーク地区地区計画計画図



凡 例	
	地区計画区域
	<壁面の位置の制限> 道路境界線から1m以上